

令和8年度

労働委員会の事務概要

広島県労働委員会

1 労働委員会の組織・運営

(1) 組織

【設置根拠等】地方自治法第180条の5、労働組合法第19条の12の規定に基づいて設置された行政委員会

【構成】公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員及び使用者を代表する使用者委員各5人の計15人をもって構成される合議制の機関

【委員の選任】知事が任命

公益委員（5人）：使用者委員及び労働者委員の同意

労働者委員（5人）：労働組合の推薦

使用者委員（5人）：使用者団体の推薦

【委員の任期等】任期2年の非常勤の特別職

【会長】公益委員の中から全委員によって選挙

(2) 運営

委員全員による総会及び公益委員による公益委員会議を月2回開催し、係属事件に係る協議・報告、不当労働行為事件の審査などを行っている。

第50期（令和7年3月1日～令和9年2月28日）委員名簿（令和8年5月31日現在）

区分	氏 名	現 職
公益委員	会長 山 川 和 義	広島大学大学院人間社会科学研究科教授（実務法学専攻）
	会長代理 岡 田 行 正	広島修道大学商学部経営学科教授
	下 中 奈 美	弁護士
	前 川 秀 雅	弁護士
	山之内 暁 子	公認会計士
労働者委員	大 野 真 人	日本労働組合総連合会広島県連合会会長
	亀 井 美砂子	日本教職員組合広島県協議会顧問
	木 村 英 明	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部委員長
	高 松 俊 二	元マツダ労働組合執行委員長
	藤 井 則 正	自治労広島県本部中央執行委員長
使用者委員	金 谷 将 明	豊国工業株式会社代表取締役社長
	木 村 康 宏	広島県経営者協会専務理事
	小 松 節 子	(株)メンテックワールド代表取締役
	塩 満 和 彦	三菱重工マシナリーテクノロジー(株)顧問
	西 浩 一	広島化成(株)監査役

※ 会長、会長代理を除き五十音順。

2 委員会の業務

委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律並びに広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例等に基づき、中立・公正な立場で、労使間の紛争処理、労働者個人と事業主間の紛争解決支援などに当たっている。

平成 30 年度から、委員会のミッションと取組の方向性を定めた「広島県労働委員会活動指針」を策定し、情勢の変化に対応するため、年度単位の事業計画で P D C A サイクルを回しながら、計画的な推進に取り組んでいる。

(1) 判定機能と調整機能

区 分		内 容
判 定 機 能	不当労働行為の審査	使用者の行為が不当労働行為（不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入）に該当するかどうかを審査し、救済命令等を発出する。
	労働組合の資格審査	労働組合が、不当労働行為の救済申立てや法人登記などを行う場合に、当該労働組合が一定の要件を備え、労働組合法の規定に適合しているかどうかについて審査する。
	地方公営企業等の非組合員の認定・告示	地方公営企業等の職員のうち、使用者の利益を代表するため非組合員とすべき者を認定して告示する。
	公益事業に関する争議行為予告義務違反の審査	公益事業（運輸・郵便・電気通信・水道・電気・ガス・医療・公衆衛生）に関する争議行為の予告義務違反の疑いのある事実を審査し、警告又は処罰の請求を行う。
調 整 機 能	労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）	労働組合と使用者間の、組合活動、賃金及びその他の労働条件等に関する紛争の解決のための援助を行う。
	労働争議の実情調査	争議行為の予告通知があった場合などに、いつでも調整活動に入れるよう、実情を調査・把握する。
	個別労働関係紛争のあっせん	労働者個人と事業主間の、賃金、職場環境及びその他の労働条件等に関する紛争の解決のための援助を行う。

《労働委員会活動指針の概要》

委員会のミッション	取組の方向性
公・労・使からなる三者構成の強みを生かし労使間の健全で円滑な関係の構築に向け、 ・ 集团的労使紛争処理の専門機関として、事件を公正、迅速、的確に処理 ・ 個別労働関係紛争事件は他の処理機関等と連携し、実情に即し迅速・適正に解決 ・ 情報発信等を通じて問題解決スキルや知識向上を図り、自律的紛争解決を支援	① 迅速・的確な集团的労使紛争の処理 ② 多様化する個別労働関係紛争への対応 ③ 自律的な紛争解決の支援 ④ 労働委員会活動に係る情報発信の推進 ⑤ 委員・事務局職員の資質向上 ※毎年度、事業計画を作成し、PDCA方式により目標達成状況を把握しながら実施

(2) 紛争処理等の状況

(令和8年7月1日現在)

区 分			前年からの繰越し	新規係属	計	終 結	平均所要日数 《目標期間》 (実 績)
判 定 機 能	不当労働行為の審査		6 (3)	2 (4)	8 (7)	2 (1)	《1年》 (362日)
	労働組合の資格審査		7 (3)	2 (7)	9 (10)	4 (3)	—
	地方公営企業等の非 組合員の認定・告示		0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	—
	公益事業に関する争議 行為予告義務違反の審査		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
	中 央 労 働 委 員 会 再 審 査		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
	行 政 訴 訟		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
調 整 機 能	労働争議の調整	あ っ せ ん	1 (0)	1 (4)	2 (4)	2 (3)	《90日》 (46.7日)
		調 停	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
		仲 裁	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
	労 働 争 議 の 実 情 調 査		1 (1)	19 (31)	20 (32)	19 (31)	—
	個 別 労 働 関 係 紛 争 の あ っ せ ん		2 (0)	3 (13)	5 (13)	5 (11)	《30日》 (33.2日)

※1 単位は件数

※2 () 内は、前年（令和7年1月～令和7年12月）の事件処理状況

※3 平均所要日数欄は、目標期間を設定している事項について、上段に《 》で目標期間を、
下段に()で前年（令和7年1月～令和7年12月）の実績を記載

(3) 労働委員会活動指針に基づくその他の取組

① 自律的な紛争解決のサポート

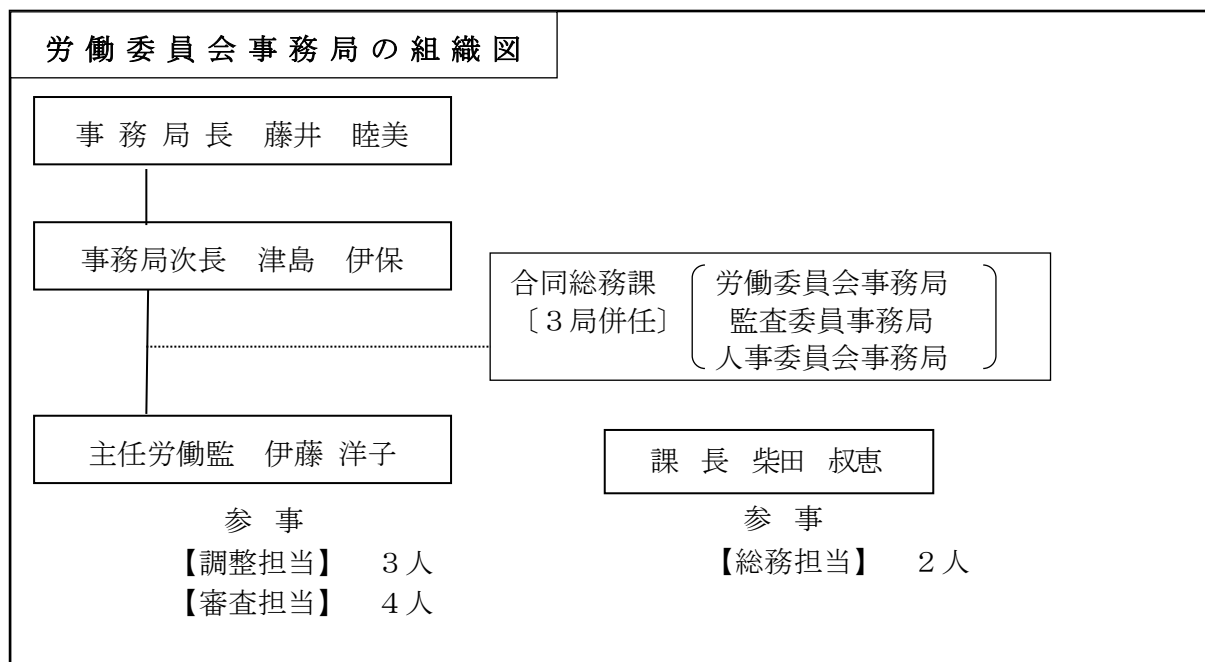
- ア 出前講座の実施：経済団体、労働組合、大学等を対象に出前講座を実施
- イ 労使関係セミナーの開催：労働紛争の未然防止や早期解決を図るための基調講演、事例に基づくパネルディスカッション
- ウ 機関紙への寄稿：広島県経営者協会の機関紙で労使紛争事例等を解説

② 事件処理の振り返りと関係機関との連携強化

- ア 事件処理の一層の迅速化・的確化に向けたノウハウの蓄積・継承及び処理改善策の検討に資する事件終結時の振り返りの充実
- イ 「労働紛争解決ネット広島」構成機関との一層の連携強化を図る新たな取組や方策の協議・働きかけ

3 事務局の組織及び職員数

委員会の会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員が配置されている。



4 令和8年度当初予算

(款) 労働費

(項) 労働委員会費

(単位：千円)

目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 予算額	増減額	令和 8 年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一般 財源	
				国庫 支出金	その他		
委員会費	45, 092	44, 989	103	0	0	45, 092	1 委員報酬 39, 221 2 委員会の運営、不当労働 行為事件の処理及び労働争 議の調整等に要する経費 5, 871
事務局費	109, 583	104, 603	4, 980	0	0	109, 583	1 職員給与費 108, 364 2 事件処理及び事務 局職員の研修、会議出 席等に要する経費 1, 219
計	154, 675	149, 592	5, 083	0	0	154, 675	